

年金相談Q&A

「退職共済年金(経過的職域)」の「加入期間・平均標準報酬額等の内容」について教えて!

Q 先日65歳になり、「老齢厚生年金」と「退職共済年金(経過的職域)」の年金証書が届きました。それぞれの年金について「年金決定通知書」を見ていたところ、記載されている内容が異なっていました。なぜ「退職共済年金(経過的職域)」は、「老齢厚生年金」と比べて加入期間が短く、平均給与月額(平均標準報酬額)も低い金額になっているのですか?



事例 公立太郎さんの場合

- ・生年月日：昭和29年4月8日
- ・65歳到達年月：平成31年4月
- ・加入期間：昭和52年4月から平成29年3月まで(480月)



★「老齢厚生年金」の年金決定通知書

3. 加入期間・平均標準報酬額等の内容

| 平成15年3月以前の期間 | 平成15年4月以後の期間 | 合計 | 平成15年3月以前の平均標準報酬月額 | 平成15年4月以後の平均標準報酬額 |
|--------------|--------------|------|--------------------|-------------------|
| 312月 | 168月 | 480月 | 381,880円 | 722,995円 |

★「退職共済年金(経過的職域)」の年金決定通知書

3. 加入期間・平均給与月額等の内容

| 平成15年3月以前の期間 | 平成15年4月以後の期間 | 合計 | 平成15年3月以前の平均給料月額 | 平成15年4月以後の平均給与月額 |
|--------------|--------------|------|------------------|------------------|
| 312月 | 150月 | 462月 | 381,880円 | 718,220円 |

退職共済年金(経過的職域)は老齢厚生年金より加入期間が18月短い。

退職共済年金(経過的職域)は老齢厚生年金より平均給与月額(平均標準報酬額)が低い。

A 老齢厚生年金は、全ての加入期間(組合員資格を取得した日の属する月から組合員資格を喪失した日の属する月の前月までの期間)を年金の算定基礎としています。

一方、退職共済年金(経過的職域)は、組合員資格を取得した日の属する月から、平成27年9月までの期間を年金の算定基礎としています。

このため、公立太郎さんの退職共済年金(経過的職域)の加入期間は、昭和52年4月から平成27年9月までの462月となり、平均給与月額についても平成27年10月以後の標準報酬額を含まずに計算されているため、金額が低くなります。

ポイント

「退職共済年金(経過的職域)」は、平成27年10月に被用者年金制度が一元化する前の『共済年金』に「職域年金部分の額」が加算されていたことの経過措置として支給される年金です。このため、年金の算定基礎は、被用者年金制度が一元化する直前の平成27年9月までの期間となっています。

平成27年10月以降の組合員期間がある方については、「職域年金部分の額」に代わる新たな年金として、「年金払い退職給付(正式名称:退職等年金給付)」が設けられています。(受給には一定の要件があります。)



かめるん